

この夏、子どもたちの命を守るために！

2025年6月 町田市議会 矢口まゆ 一般質問

教科等横断的な教育内容に 「長く浮くこと」「安全を確保するための泳ぎ」

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

| 総則 | 第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。 |
|----|---|
|----|---|

| 総則 | 保健体育科 |
|----|---|
| 第1 | (体育分野 第1学年及び第2学年) 2 内容 A 体づくり運動 (3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようすること、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようすること、話合いに参加しようすることなど、健康・安全に気を配ること。 〔※「B 器械運動」、「C 陸上競技」、「D 水泳」、「E 球技」、「F 武道」、「G ダンス」においても同様〕に記載。 また、第3学年の同領域においては、「健康・安全を確保すること」と記載。 H 体育理論 (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、課題を見出し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。 イ 運動やスポーツを行なう際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。 イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を見出し、よりよい解決に向けて思考し判断することもとに、他者に伝えること。 ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。 〔内容の取扱い〕 エ 「D水泳」の(1)の運動については、(略)。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修せることができる。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを放わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。 カ 「F武道」については、(略)。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。 (3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、(略)。また、第3学年の領域の選択に当たっては、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際、(略)。 (5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。 |
| 第5 | 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては |

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

| 総則 | 第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。 |
|----|---|
|----|---|

| 総則 | 体育科 | 特別の教科 道徳 |
|----|--|--|
| 第1 | (第5学年及び第6学年) 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間などにおいてもそれらの特質に応じて適切に行なうよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。 ※「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E ボール運動」、「F 表現運動」及び第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の同領域においても同様に記載。 D 水泳運動 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ウ 安全確保につながる運動では、背泳ぎや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。 | (第1学年及び第2学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生きることのすばらしさを知り、命を大切にすること。 |
| 第2 | (第3学年及び第4学年) 2 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 イ けがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 カ けがなどの簡単な手当は、速やかに行なう必要があること。 イ けがを防止するため、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。 | (第3学年及び第4学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活すること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 命の尊さを知り、命あるものを大切にすること。 |
| 第5 | (第5学年及び第6学年) 2 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 イ けがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 カ けがなどの簡単な手当は、速やかに行なう必要があること。 イ けがを防止するため、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。 | (第5学年及び第6学年) A 主として自分自身に関すること [節度、節制] 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けね。 |

中教審：「教科等横断的な内容は各教科における評価に反映する」

児童生徒の学習評価の在り方について（報告）

平成31年1月21日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

（4）教科等横断的な視点で育成をめざすこととされた資質・能力の評価について

- 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成をめざすこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

視点：小学校の水泳での授業における評価に
「長く浮く」は入っているか？

中学校の水泳での授業における評価に
「安全を確保するための泳ぎ」は入っているか？

各学校における熱中症対策

日傘利用

手持ちの
扇風機

スポーツ
ドリンク

塩分タブ
レット

凍らせた
ペットボトル

部活動の際
再登校

体操服

- 市教委において、上記のような一般的に考えられる熱中症対策については全校で許可するよう統一すべきでは。
- 例えば、飲み過ぎると健康上良くないという意見もあるスポーツドリンク等は、運動会練習等でしか許可されないケースもある。通常の時間割の日には、熱中症警戒アラートがでている日には許可等でも良いのでは。

猛暑による休校判断について

昨年度から、熱中症特別警戒アラートがでた場合には休校とする自治体がでてきた。

あらかじめ休校の基準を決めておくことで混乱を防ぐこともできる。

町田市の場合には、東京都か神奈川県かというところが難しいが、

尼崎市では兵庫県もしくは大阪府としており、町田市でも同じような対応が検討できるのでは。

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時

前日午後2時頃に兵庫県または大阪府に熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された場合、市立幼小中特別支援学校は「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)当日」を臨時休業とします。

※夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応とします。ただし、部活動における公式戦等については、主催者の判断に準じるものとします。

※市立高等学校における熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の発表に係る臨時休業の判断基準については、各校の定めによるものとします。

ところで

事業者においては、6月1日から法令を根拠として労働者に対する熱中症対策が義務化。

職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症による死亡災害の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- 死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどの
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

現場における対応

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

- 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つかった者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。
※報告を受けるだけでなく、離職延長やバディ制の採用、ウェアブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を確実に把握するように努めましょう。
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう。
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や暑気の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクがあるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

では、学校に通う子どもたちは??

ガイドラインはあるが、法令で明文化された義務ではない。
子どもたちの命を守るために取り組みも、市町村教委や学校の判断に大きく依存している。
考え方られる対策を積極的にうっていただきたい。